

JIS

紙文書及びマイクロフィルム文書の 電子化プロセス

JIS Z 6016 : 2015

(JIIMA/JSA)

平成 27 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 基盤技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	奈良 広一	独立行政法人産業技術総合研究所
(委員)	伊藤 納奈	独立行政法人産業技術総合研究所
	江前 敏晴	筑波大学
	大久保 友恵	レンゴー株式会社
	大谷 聖子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	大谷 吉生	金沢大学
	柿本 章子	主婦連合会
	金田 徹	関東学院大学
	重松 康夫	一般財団法人日本規格協会
	鈴木 知道	東京理科大学
	鈴木 由紀子	王子ホールディングス株式会社
	関 順子	日本製紙株式会社
	高津 章子	独立行政法人産業技術総合研究所
	中本文 男	一般財団法人日本品質保証機構
	淵田 隆義	女子美術大学
	古谷 涼秋	東京電機大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 15.11.20 改正：平成 27.3.20

官 報 公 示：平成 27.3.20

原 案 作 成 者：公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

(〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-1-3 和光ビル TEL 03-5821-7351)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：基盤技術専門委員会 (委員長 奈良 広一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 管理規程	3
4.1 一般	3
4.2 組織の状況及び電子化プロセス実現の背景	3
4.3 リーダシップ	3
4.4 組織の役割及び運用	3
4.5 計画	4
4.6 支援	4
4.7 オペレーション	5
5 電子化プロセス	5
5.1 電子化の流れ	5
5.2 電子化のための準備	6
5.3 スキャニング	7
5.4 索引の入力	7
5.5 検証	7
5.6 電子署名及びタイムスタンプの付与	9
5.7 登録	9
5.8 電子化文書の活用	9
5.9 長期保存及び媒体移行	9
5.10 文書の廃棄	9
6 監査及び評価	9
7 維持及び改善	10
7.1 是正措置	10
7.2 継続的改善	10
附属書 A (規定) 電子化文書の仕様及び装置の設定	11
附属書 B (規定) スキャナの画像品質を確認するための検査項目及び検査方法	13
附属書 C (規定) 電子化文書のセキュリティ対策	15
解 説	16

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS Z 6016:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

紙文書及びマイクロフィルム文書の電子化プロセス

Electronic imaging process of paper documents and microfilmed documents

1 適用範囲

この規格は、紙文書及びマイクロフィルム文書のライフサイクルにおける電子化、保管、活用、廃棄、品質管理、セキュリティ対策など一連の電子化プロセスについて規定する。

この規格は、色の識別が重要な構成要素となっている文書には適用しない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS X 9205 電子製版画像データ交換用タグ付きファイルフォーマット（TIFF/IT）

JIS Z 6015 エレクトロニックイメージング用語

JIS Z 6017 電子化文書の長期保存方法

ISO 12653-3, Electronic imaging—Test target for scanning of office documents—Part 3: Test target for use in lower resolution applications

ISO 19005-1, Document management—Electronic document file format for long-term preservation—Part 1: Use of PDF 1.4 (PDF/A-1)

ISO 19005-2, Document management—Electronic document file format for long-term preservation—Part 2: Use of ISO 32000-1 (PDF/A-2)

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 6015** によるほか、次による。

3.1

紙文書

紙に記録した文書。

3.2

マイクロフィルム文書

マイクロフィルムに記録した文書。

3.3

電子化文書

紙文書又はマイクロフィルム文書を、電子画像（ビットマップ）化した文書。